

# 川越市社会福祉施設等指導監査実施要綱の 一部改正（案）の概要について

平成24年2月  
福祉部 福祉推進課

## 1 趣 旨

この度、地方自治法施行令の改正に伴い、介護保険法で規定する指定居宅サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等及び障害者自立支援法で規定する指定障害者福祉サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等について、指定都市及び中核市へ移譲されることとなりました。そこで、川越市社会福祉施設等指導監査要綱において指導監査の対象としている施設等に、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等に係る事項を新たに加えようとするものです。

## 2 内 容（一部改正案）

指導監査の対象となる施設等を定めた条項に下記の施設等を加えようとするものです。

- ・介護保険法に定める介護保険施設
- ・介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等

また、上記の施設等を加えることに伴い、要綱の目的条項にも上記施設等の記述を追加しようとするものです。

## 3 施行期日

「川越市社会福祉施設等指導監査実施要綱の一部を改正する要綱」は、平成24年4月1日から施行しようとするものです。